

東日本大震災により家屋や自動車などに被害を受けた方の 相続税又は贈与税の災害減免措置のあらまし

平成 23 年 4 月 税務署

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被災された方については、相続税又は贈与税に関して、次のような災害減免措置があります。

目 次

I	減免措置の適用要件	1
II	減免措置の内容	2
III	被害を受けた部分の価額の計算	3
IV	減免を受ける場合の手続	4
○	別表 1 「被害割合表」	5
○	別表 2 「地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）」	6
○	別表 3 「家族構成別家庭用財産評価額」	6
○	「災害減免法第 6 条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の 計算明細書」の記載例（申告期限前に被害を受けた場合）	7
○	「災害減免法第 4 条の規定による相続税・贈与税の免除 承認申請書」の記載例（申告期限後に被害を受けた場合）	8

I 減免措置の適用要件

この度の東日本大震災により、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産（以下「相続財産等」といいます。）に被害を受けた方は、次の 1 又は 2 のいずれかに該当するときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）により相続税又は贈与税（以下「相続税等」といいます。）が減免されます。

- 1 相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額（相続税については債務控除後の価額）のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。
- 2 相続税等の課税価格の計算の基礎となった動産等の価額のうち動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が 10 分の 1 以上であること。

（注 1） 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。

（注 2） 「被害を受けた部分の価額」については、3 ページをご覧ください。

Ⅱ 減免措置の内容

「Ⅰ 減免措置の適用要件」を満たす場合には、災害減免法により以下のとおり相続税等が減免されます。

災害減免法による相続税等の減免措置は、「1 申告期限前に被害を受けた場合」と、「2 申告期限後に被害を受けた場合」とでその内容が異なります。

なお、この申告期限は、「国税通則法」又は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により申告期限が延長された場合には、その延長後の期限となります。

(注) 延長後の申告期限については、別途、国税庁ホームページ等でお知らせします。

1 申告期限前に被害を受けた場合（課税財産価額が減額される場合）

相続税等の申告期限前に被害を受けた場合には、相続税等の課税価格に算入する価額は、次の算式により計算した金額とすることができます。

算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{相続財産又は受贈} \\ \hline \text{財産の価額 (注)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{被害を受けた部分の} \\ \hline \text{価額 (Ⅲ参照)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{相続税又は贈与税の} \\ \hline \text{課税価格に算入する価額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 「相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 申告期限後に被害を受けた場合（税額が免除される場合）

相続税等の申告期限後に被害を受けた場合には、被害のあった日以後に納付すべき相続税等のうち、次の算式により計算した税額が免除されます。

算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被害のあった日} \\ \hline \text{以後に納付すべ} \\ \hline \text{き相続税額又は} \\ \hline \text{贈与税額 (注1)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{被害を受けた部分の価額 (Ⅲ参照)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格の計算の基礎となった財産の価額 (注2)} \\ \hline \text{(相続税の場合は、債務控除後の価額)} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{免除される} \\ \hline \text{相続税額又} \\ \hline \text{は贈与税額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 「被害のあった日以後に納付すべき相続税額又は贈与税額」とは、延納中の税額や延納又は物納の許可前の徴収猶予中の税額、農地等についての相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている税額等をいい、例えば、延納中の税額の場合には、被害のあった日以後に分納期限が到来する税額となります。なお、延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済の税額や滞納となっている税額は含まれません。

(注2) 「課税価格の計算の基礎となった財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額となります。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額となります。

Ⅲ 被害を受けた部分の価額の計算

1 被害を受けた部分の価額の計算方法

「被害を受けた部分の価額」は、個々の相続財産等ごとに、被害の程度（被害割合）を基として次の算式により計算します。

算式

$$\text{被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額（注）} \times \text{被害割合} = \text{被害を受けた部分の価額}$$

（注） 「被害を受けた相続財産又は受贈財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、小規模宅地等の特例などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

2 被害額等が明らかな場合の被害割合の計算方法

被害額（保険金、共済金又は損害賠償金等（以下「保険金等」といいます。）による補てん額を控除した金額）及び被害があったときの時価（その財産が被害を受ける直前の価額）が明らかな場合の「被害割合」は、次の算式により計算します。

算式

$$\frac{\text{被害額（保険金等による補てん額を控除した金額）}}{\text{被害があったときの時価（被害を受ける直前の価額）}} = \text{被害割合}$$

3 被害額等が明らかでない場合の被害割合の計算方法

被害額及び被害があったときの時価が明らかでない場合には、次のような方法により被害割合を計算することができます。

(1) 保険金等による補てんがない場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがない場合は、別表1「被害割合表」により被害割合を求めます。

(2) 保険金等による補てんがある場合の被害割合

被害を受けた財産について保険金等による補てんがある場合には、次の算式により被害割合を計算します。

算式

$$\frac{\text{被害があったときの時価としてイ～ニにより求めた価額} \times \text{別表1の被害割合} - \text{保険金等による補てん額}}{\text{被害があったときの時価としてイ～ニにより求めた価額}} = \text{被害割合}$$

イ 建物

建物の価額は、①取得価額が明らかな場合には、建物の取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、別表2「地域別・構造別の工事費用表」の1㎡当たりの工事費用に総床面積を乗じた金額から、「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とします。

ロ 家庭用財産

家庭用財産の価額は、①取得価額が明らかな場合には、家庭用財産の取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とし、②取得価額が明らかでない場合には、別表3「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた金額とします。

ハ 車両

車両の価額は、取得価額から「償却費相当額」(注)を差し引いた金額とします。

ニ その他

農機具及び船舶等の事業用(農業用)財産の価額は、上記ハに準じて計算した金額とします。

(注) 「償却費相当額」については、5ページをご覧ください。

IV 減免を受ける場合の手続

1 申告期限前に被害を受けた場合(課税財産価額が減額される場合)

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載(7ページをご覧ください。)し、相続税等の申告書等に添付して提出してください。

2 申告期限後に被害を受けた場合(税額が免除される場合)

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」(以下「免除承認申請書」といいます。)に被害の状況や被害を受けた部分の価額等を記載(8ページをご覧ください。)し、災害のやんだ日から2か月以内に、税務署に提出してください。

なお、この免除承認申請書を災害のやんだ日から2か月以内に提出できないなどの事情のある方は、最寄りの税務署にご相談ください。

ご案内

- ◎ このパンフレットは、平成23年4月27日現在の法令に基づいて作成しています。
- ◎ ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- ◎ 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- ◎ 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)には、この震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			建物	家庭用財産	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合をいいます。
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 (償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第85条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に1.5を乗じた年数(1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

◎ 非業務用建物(居住用)の計算方法

$$\boxed{\text{建物の取得価額}} \times 0.9 \times \boxed{\text{償却率}} \times \boxed{\text{経過年数(注)}} = \boxed{\text{償却費相当額}}$$

(注) 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

◎ 非業務用建物(居住用)の償却率

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	
				金属造①(注1)	金属造②(注2)
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注1) 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

(注2) 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
北海道	148	188	146	177	滋賀	156	154	171	196
青森	139	134	263	166	京都	168	228	173	199
岩手	143	222	183	175	大阪	160	172	188	188
宮城	146	146	167	177	兵庫	159	198	191	192
秋田	137	135	190	166	奈良	163	146	181	198
山形	146	23	134	154	和歌山	152	111	217	194
福島	149	143	199	172	鳥取	152	-	114	175
茨城	154	204	179	186	島根	157	-	183	169
栃木	155	145	170	177	岡山	162	-	181	185
群馬	157	136	193	181	広島	157	217	180	188
埼玉	159	229	217	195	山口	158	-	179	186
千葉	161	198	211	196	徳島	139	191	176	165
東京	178	256	247	235	香川	151	280	170	168
神奈川	170	257	221	224	愛媛	146	140	157	176
新潟	155	49	161	178	高知	154	61	152	181
富山	154	215	166	158	福岡	149	150	160	183
石川	156	190	189	170	佐賀	147	-	159	180
福井	151	103	173	173	長崎	141	189	168	180
山梨	166	286	263	179	熊本	142	132	147	175
長野	166	161	207	177	大分	147	156	152	180
岐阜	156	43	182	184	宮崎	129	126	143	168
静岡	165	203	186	198	鹿児島	138	143	143	162
愛知	165	154	181	198	沖縄	154	161	167	196
三重	165	-	169	197	全国平均	158	214	198	195

(注1) 上記の表のうち、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を適用することができます。

(注2) 上記の表は、「建築統計年報 平成22年度版」(国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室)を参考に、国税庁において計算しました。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供1名につき80万円を加算します。

「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」の記載例（申告期限前に被害を受けた場合）

相続人又は受贈者 氏名 国税 太郎

災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、東日本大震災により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

1 被害を受けた部分の価額の計算等
 （書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第6条）」に記載してください。）

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産 (注1)	所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	〇〇市〇〇町 2-3-4	〇〇市〇〇町 3-4-5		
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産	
	種類	家屋(自用)	家屋(自用)	家庭用財産		
	細目	木造・平屋・居宅	木造・二階建・居宅	家具等		
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)	円	円	円			
		4,400,000	8,720,000	3,500,000		
② 被害があったときの時価 ※1、2	(120㎡・平13.6)	(200㎡・平3.3)	(夫婦・大人1)			
		4,670,000	13,967,200	12,800,000		
③ ②を基に被害額が明らかでない場合 ※2		1,200,000				
			13,967,200	12,800,000		
④ 保険金等で補てんされた金額			3,000,000	1,000,000		
⑤ 差引被害額 (③-④)		1,200,000	10,967,200	11,800,000		
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		25.7%	78.5%	92.2%		
⑦ 被害を受けた部分の価額 (①×⑥)	円	円	円	円	(A) 円	
		1,130,800	6,845,200	3,227,000		11,203,000
⑧ 被害の状況 (被害の程度)		浸水 (床上50cm未満)	全壊	流出		(B) (A)のうち動産等
						11,203,000
⑨ 差引財産の価額 (①-⑦)		3,269,200	1,874,800	273,000		

相続税の場合は、申告書第11表「価額」(相続税の評価額)を記載します。

この記載例は、別表3を基に以下の計算により算出した金額を記載しています(6ページ参照)。
 ・世帯主の年齢 58歳
 ・家族構成 夫婦・長男(20歳)
 ・家庭用財産評価額 11,500千円+1,300千円=12,800千円

この記載例は、別表2を基に以下の計算により算出した金額を記載しています(5・6ページ参照)。
 ・建物の時価額 158千円×200㎡=31,600千円…①
 ・償却費相当額 31,600千円×0.9×0.031×20年=17,632,800円…②
 ・被害があったときの時価 ①-②=13,967,200円

相続税の場合は、適用を受けようとする方の相続税申告書第1表「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

適用を受けようとする方が相続又は贈与により取得した動産等の価額の合計額を記載します。

2 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円 150,242,888	円 16,620,000	左の(C)及び
② 被害を受けた部分の価額	^{10(A)} 11,203,000	^{10(B)} 11,203,000	いずれかが10%以上
③ 被害割合 (②÷①)	(C) 7.45%	(D) 67.40%	適用有り

(C)又は(D)のいずれかが10%以上の場合、災害減免法による減免措置の適用があります。

「災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」の記載例（申告期限後に被害を受けた場合）

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり「東日本大震災」により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条の規定により「相続税・贈与税」の免除申請をします。

記

1 税目等

税目	相続税 贈与税	被相続人 贈与者	(氏名) 国 税 一 郎
			(住所) 〇〇市××町〇丁目×番地〇号
相続開始・ 受贈年月日	昭和 平成 21・4・1	申告書の 提出年月日	昭和 平成 22・2・1
			延納申請中・ 物納申請中・ 納税猶予・ その他

2 被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「2」に記載してください。）

3 適用要件の判定（裏面「3」に記載してください。）

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	12,500,000 円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	150,242,888 円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	5,195,350 円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	432,245 円

裏面2の(A)で計算した「被害を受けた部分の価額」を転記します。

7ページの「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」と同様に計算します。

2 被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第4条申請）」

項目	番号	1	2	3	4
被害を受けた財産	所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	〇〇市〇〇町 2-3-4	〇〇市〇〇町 3-4-5	動産等
	区分(注2)	動産等 其他	動産等 其他	動産等 其他	動産等
	種類	家屋(自用)	家屋(貸家)	車両	
	細目	木造・平屋・居宅	木造・2階建・居宅	自動車	
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)	円	2,560,000	2,243,500	2,000,000	
② 被害があったときの時価 ※1、2	(120㎡・平13.6)	10,526,600			
③ ②を基に被害額が明らかでない場合(注4)		10,526,600			
④ 保険金等で補てんされた金額		2,000,000			
⑤ 差引被害額 (③-④)		8,526,600			
⑥ 被害を受けた財産の被害割合 ※2	%	81.0	50	100	
⑦ 被害を受けた部分の価額 (①×⑥)	円	2,073,600	1,121,750	2,000,000	(A) 5,195,350
⑧ 被害の状況 (被害の程度)		埋没	半壊	全壊	(B) (A)のうち動産等 5,195,350

被害額及び被害があったときの時価が明らかでなく、保険金等による補てんがない場合は、記載の必要はありません。

表面4の③「被害を受けた部分の価額」へ転記します。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円 150,242,888	(注2) 円 10,323,500	左
② 被害を受けた部分の価額	20(A) 5,195,350	20(B) 5,195,350	いずれかが10%以上
③ 被害割合 (②÷①)	(C) % 3.45	(D) % 50.32	適用有り / 適用無し

(C)又は(D)のいずれかが10%以上の場合、災害減免法による減免措置の適用があります。